

# 鳥取県公報

平成17年 1月13日(木)  
号外第3号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

企業局管 理規程	みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程(1)(総務課)..... 1
-------------	-------------------------------------

### 企業局管理規程

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県企業局管理規程第1号

##### みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程

みなと温泉館管理規程(平成10年鳥取県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条並びに別表及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例(平成16年鳥取県条例第69号。以下「条例」という。)</u>の規定に基づき、みなと温泉館(以下「温泉館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年12月鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)</u>の規定に基づき、みなと温泉館(以下「温泉館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>開館時間</u>)</p> <p>第2条 <u>温泉館の開館時間は、正午から午後8時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとき</u></p>

は、臨時にこれを変更することができる。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を温泉館に掲示しなければならない。

(休館日)

第3条 温泉館の休館日は、毎月の第2水曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の承認)

第4条 温泉館を利用する者は、知事が別に定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(行為の制限等)

第5条 温泉館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。
- (4) その他知事が別に定める行為

- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、温泉館への入館を拒み、又は温泉館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第6条 知事は、温泉館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、温泉館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用の制限)

第7条 知事は、温泉館の著しい混雑その他の理由により温泉館の円滑な利用に支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(料金の納付)

第8条 条例第7条第2項に規定する料金は、前納しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により料金の納付を受けたときは、様式第1号による利用券を交付するものとする。

(回数券の発行)

第9条 知事は、別表の区分欄に掲げる利用については、前条第2項に規定する利用券に代えて様式第2号による回数券を発行することができる。この場合において、当該利用に係る料金の額は、同表の金額欄に定めるとおりとする。

(料金の減免)

第10条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の場合に行う。

- (1) 鳥取県立夢みなとタワーの展望室、展示室又は映像シアターを一般利用の方法で利用する者が、当該利用の日に温泉館を利用するとき。
- (2) 温泉館の利用促進を図るために必要があると認めるとき。
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保険手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者が利用するとき。
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者が利用するとき。
- (5) 前2号に掲げる者の介護を行う者が当該介護のために利用するとき。
- (6) その他知事が特に必要があると認めるとき。

(温泉施設の管理上支障があるものとして利用の許可をしない場合)

第2条 条例第5条第2項第4号の企業管理規程で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 酩酊<sup>めいてい</sup>した者が入場しようとするとき。
- (2) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者が入場しようとするとき。
- (3) 一時的に利用者が集中し、入場を制限する必要があるとき。
- (4) 施設設備の維持管理等のために臨時に休館する必要があるとき。

(温泉施設の管理上支障があると認められる者として利用を制限する者)

第3条 条例第6条第4号の企業管理規程で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 施設内での飲酒により酩酊<sup>めいてい</sup>した者
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を得た者

(指定管理者となることができない法人等)

第4条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」

という。)の候補者の選定の決定に関与する県の職員並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(料金)

第5条 温泉館の利用に係る料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(雑則)

第6条 略

(雑則)

第11条 略

別表(第9条関係)

区分	金額
児童又は中学校の生徒	回数券11枚につき 2,500円
高等学校の生徒、学生又は一般人	回数券11枚につき 5,000円
条例第6条第2項に規定する境港外港竹内地区に所在する企業に勤務する者	回数券50枚につき 20,000円

様式第1号(第8条関係)

(表)

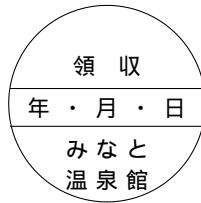
利用券控	利用券 印 ¥ _____
¥ _____	みなと温泉館

(裏)

1 この券に領収印の無いものは無効です。  2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。	
--	--

備考

- 1 印の表示は、次のとおりとする。
  - (1) 児童又は中学校の生徒.....小
  - (2) 高等学校の生徒、学生又は一般人.....大
- 2 この利用券に使用する領収印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第2号(第9条関係)

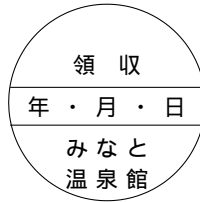
(表)

(裏)

<p style="text-align: right;">_____</p> <p>回数券発行控 年 月 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">みなと温泉館</p> <p style="text-align: center;">回 数 券</p> <p style="text-align: center;">枚 つ づ り 印</p> <p>¥ _____</p>	<p>1 領収印の無いもの、切り離したものは無効です。</p> <p>2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。</p> <p>3 本回数券の払戻しは行いません。</p>
<p style="text-align: right;">_____</p> <p>回数券[ ] みなと温泉館</p>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

備考

- 1 この回数券は、別表記載の枚数のつづりとし、[ ]に通し番号を記載する。
- 2 印の表示は、次のとおりとする。
  - (1) 児童又は中学校の生徒.....小
  - (2) 高等学校の生徒、学生又は一般人.....大
  - (3) 境港外港竹内地区に所在する企業に勤務する者.....企
- 3 この回数券に使用する領収印の印章は、下記のひな形のとおりとする。

	 <p>領 収 年 ・ 月 ・ 日 み な と 温 泉 館</p>	直径 2 センチメートル
--	---	--------------

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。